

# 卵管鏡下卵管形成術（FT）の費用について

## ◇ 高額療養費 ◇

卵管鏡下卵管形成術（FT）は、健康保険適用の手術ですが、保険点数が高いため、通常は、自己負担にて下記の費用のお支払が、窓口で必要となります。

- ・片側の治療： 約14万円（健康保険3割負担の場合）
- ・両側の治療： 約28万円（健康保険3割負担の場合）

しかし、FTは高額療養費制度の対象となりますので、ご自身で **手続き** をしていただき、**事前に 認定証 をご提示**いただければ、窓口でのお支払は自己負担額限度額までとなります。（※自己負担限度額は、個人の所得額に応じて異なります。）

### 自己負担限度額の上限（1ヶ月あたり）

所得区分(標準報酬)	自己負担限度額(目安)
月額 83万円 以上	約 260,000 円
月額 53万～79万円	約 170,000 円
月額 28万～50万円	約 90,000 円
月額 26万円以下	約 60,000 円
低所得者(住民税非課税等)	約 36,000 円

### ★ 申請方法（認定証の交付）★

ご自身が加入している公的医療保険（健康保険組合・国民健康保険等）に、高額療養費の支給申請書を提出、または郵送し、**認定書の交付**を申請して下さい。

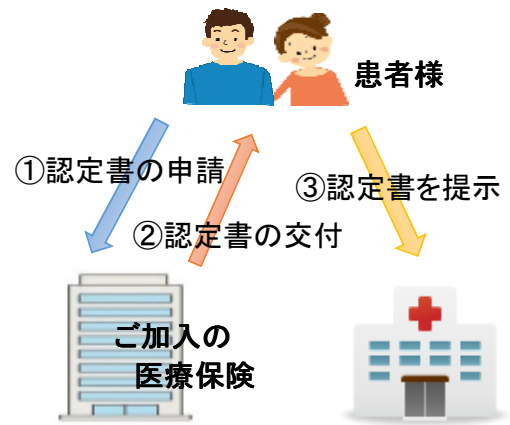
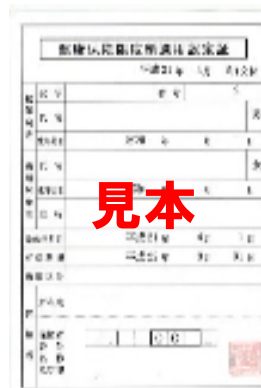
（保険種類別申請先一覧は、下記参照）

なお、どの医療保険に加入しているかは、保険証の表面にてご確認ください。

※FT当日までに認定証のご提示がなかった場合は、従来通り窓口にて、自己負担分の治療費を全額お支払い頂きます。その後、療養費の申請をしていただきますと、自己負担限度額との差額が、後日、ご加入の医療保険の保険者より支給されます。

### 保険種類別申請先

保険の種類	申請先
健康保険組合	各健康保険組合担当窓口
協会けんぽ	協会の各都道府県支部
船員保険	協会の各都道府県支部
共済組合	各共済組合担当窓口
国民健康保険	各市区町村の担当窓口



※手続きの詳細は、ご勤務先の保険担当者、もしくは保険者に直接お問い合わせ下さい。

## ◇ 民間保険会社診断書 ◇

- \* FTは、**民間保険**（生命保険等）の **手術給付金** の対象となります。
- \* 診断書の申請は、保険会社発行の「**診断書**」を、受付カウンターにございます「**書類申込書**」と一緒に、受付窓口へ提出して下さい。  
書類作成料として **5,000円（税別）** 頂戴いたします。  
また、作成には **申請後、約1週間程** かかりますので、ご了承ください。